

申し込む前に、契約内容をよく確認! 定期購入トラブルに注意

インターネットやテレビショッピング、新聞チラシ等の広告を見て、「お試し価格」で一度だけ購入するつもりだったが、実際には定期購入契約になっていたという相談が数多く寄せられています。

相談事例

●スマートフォンで筋肉増強サプリを初回500円で購入できるという広告を見て申し込んだ。翌月同じ商品が届き、1万円も請求された。事業者に返品したいと連絡したが、「4回購入するまで解約できない。」と言われた。広告の下の方にそのような説明が書かれていたようだが、申込みの際には気付かなかった。



アドバイス

- 通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、いったん契約すると定期購入に気付かなかったという理由だけでは、簡単に解約することはできません。
 - 商品を注文する際には、商品の内容や価格だけではなく、購入条件や返品・解約が可能かどうかを確認しましょう。
- 困ったときは消費生活センターにご相談ください。

問合せ先

射水市消費生活センター(生活安全課内)

月～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後4時

☎52-7974

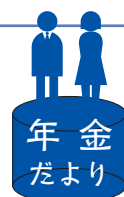
富山県消費生活センター高岡支所

(高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5F)

月～金曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後5時

☎25-2777

消費者ホットライン ☎1888



国民年金保険料の免除期間・ 納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取り額が少なくなります。

これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めることができます(追納)。

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納のお申込みは市役所またはお近くの年金事務所をお願いいたします。

令和5年度に追納する場合の額

年 度	当 時 の 保 険 料 額	追 納 額 (加算後の金額)
平成25年度の月分	15,040円	15,220円
平成26年度の月分	15,250円	15,370円
平成27年度の月分	15,590円	15,700円
平成28年度の月分	16,260円	16,360円
平成29年度の月分	16,490円	16,570円
平成30年度の月分	16,340円	16,410円
令和元年度の月分	16,410円	16,460円
令和2年度の月分	16,540円	16,570円
令和3年度の月分	16,610円	16,610円
令和4年度の月分	16,590円	16,590円

加算額は、ありません。



出張年金相談

事前に予約をお願いします。

- 場所：射水市本庁舎1階 104相談室
- 日時：5月16日(火) 午前10時～午後3時
- 予約：高岡年金事務所 ☎21-4180 (音声案内①番→②番)

※基礎年金番号の分かるものや身分証を「持参ください」。

- 問合せ先
- 保険年金課 ☎51-6628
- 高岡年金事務所 ☎21-4180
- (音声案内②番→②番)